

令和3年度第2回

川本町農業委員会総会議事録

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分については■で消しています

令和3年度第2回川本町農業委員会総会議事録

1. 開催日時

令和3年5月20日(月) 9:30～

2. 開催場所

川本町役場 大会議室

3. 出席委員

第1番 福谷 善彦 委員 第2番 戸田 昭 委員
第3番 大迫 清恵 委員 第4番 城納 清隆 委員
第5番 釜田 雄二 委員

4. 欠席委員

なし

5. 会議に付した議案等

議案第1号 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 令和3年度農作業標準賃金について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について
議案第5号 農業者年金「加入推進部長」の推薦及び活動計画について
報告第1号 合意解約書及び合意解約申出書(利用権設定)の届出について
報告第2号 農用地利用配分計画の認可の公告について
報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第4号 農地埋立工事完了報告書の受理について

6. その他

7. 事務局

事務局員 大友 康平

8. 議事

事務局

ただいまから令和3年度第2回川本町農業委員会総会を開催します。本日、事務局長不在のため事務局大友が対応いたします。それでは始めに会長の挨拶をお願いします。

会長

前回、総会が終わった後の4月下旬から水不足で田植えがスムーズに出来なかったところがあったようですが、5月に入り順調に田植えが進んでいるのではないのでしょうか。5月15日に梅雨に入りし、その日には川本町では、2020オリンピック聖火リレーが開催されたということでした。

「人・農地プランの実質化」について、農業新聞掲載されておりました。「人・農

地プラン」を法律で定めてはどうかと自民党農地政策検討委員会で議論されております。「人・農地プラン」は地域の農地利用の将来像を描くものであり、農業委員会も活動していこうとしておりますが、コロナで活動がうまく進まない状況であります。現在は、認定農業者・担い手に農地を集めるというものですが、今後は、農地を持続的に利用する方々も対象とするというかたちで多様な担い手を作るというはどうかと話になっているようです。今、重要なのは農業従事者の確保であり、地方では農地よりも農業従事者の確保が大切であるようです。川本町においても耕作される方がいない状態で、耕作できる方を見つけてから中間管理機構へお願いするかたちであり、担い手がおられない状況ですので、集落地域での話し合いによってカバーし合っていくこと、或いは行政で組織化し、サポートできる組織を作ってもらいようにし、今度再生協議会総会がございますので、皆様方からのご意見を伺いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の出席者報告及び総会成立宣言をお願いいたします。

事務局

本日委員総数5名、出席者数5名、委任状0名、欠席者数0名ということで総会が成立する事を宣言いたします。なお、しまね農業公社服部さんが傍聴されております。

会長

それでは議事録署名委員の指名を行います。2番の戸田委員さん、3番の大迫委員さんをお願いいたします。

2,3番委員

はい。

会長

議事に移ります。本日提出されているのが議題5件、報告事項4件でございます。それでは議案第1号 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明願についてご説明します。資料3頁をお開き下さい。令和3年5月6日付けで証明願を受理しております。

申請者は、川本町大字■■■■の■■■■さんです。申請の土地は、川本町大字■■■■、地目は畑、面積■■■■㎡でございます。申請位置につきましては資料7頁に、農地図を資料8頁に掲載しています。

申請者により証明を受けようとする理由につきましては、20数年前より耕作を放棄し、その後原野化した。現在は竹が根を張っており、容易な手段で復旧できないということです。

また、農用地区域外の農地であること及び土地改良事業等補助事業の対象地でないことは確認済みです。

なお現地につきましては、5月18日（火）に福谷会長と■■■■委員と一緒に現地確認しております。現地確認写真は資料9頁に掲載しております。

参考の情報として、平成24年12月27日付け県の通知によりますと、非農地の証明の対象となる農地というものは、やむを得ない事情によって長期間、耕作放棄した土地の内、農地として利用することは、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地については、次のいずれかに該当するものが非農地と認められるものがございます。そのいずれかと

は「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」以上の2点をふまえた上で非農地として判断すべきと通知をいただいております。

現地確認の結果、農地として復旧することが容易ではないことは確認できましたがここ数ヶ月で除草された形跡もあり、非農地とすべきかどうか現地では結論ができませんでした。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほど宜しく申し上げます。

会長

ただいま事務局より議案第1号について説明がございました。現地を私と■■■■委員さんと現地調査をさせていただきました。状況について、■■■■委員さん何かございますか。

■■■■委員

先ほど言われた非農地として判断すべき資料を皆さんに配布をお願いします。

会長

それでは事務局がコピーしている間、審議中断し、資料確認をお願いします。

各自資料確認

■■■■委員

先日、会長さんと現地確認しました。現地は草の刈り払いした形跡があり、刈り払いした理由の確認をお願いしましたがされましたか。

事務局

代理人の行政書士■■■■さんを介して確認したところ最近、維持管理の目的で除草されたということです。

■■■■委員

確かに現地は、草が生え茂っていて普通の機械を入れて伐採はできないなと思いました。おそらく重機入れないと戻せず普通に考えて農地の復旧は難しいかなと現地を見て思いました。ここは農用地区域外ですし、資料を見ても仕方がない気がします。

会長

私からの確認ですが証明願の「その他事項」に農用地等の区域に含まれないと記載がございますが、平成3年の計画変更された川本町農業振興整備計画の中では、この農地は農用地区域外になっていますか。

事務局

確認しましたが農用地区域外です。

会長

他にご意見・ご質問等ございませんか。無いようでしたが事務局と■■■■委員さんの説明がございましたが現地の状況から非農地の対象として判断していかどうか採決をとります。

■■■■委員

先ほど事務局から配布された資料の中で該当するような文言がございます。

会長

■■■■委員さんから補足のご意見がございました。採決に移ります。議案第1号・農地法第2条に規定する農地でない土地の証明願について、非農地として許可相当であ

ると認める方は、挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで、非農地であるとして証明することといたします。続きまして議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明します。資料10頁をお開きください。令和3年5月6日に許可申請書を受理しております。無償による農地の権利移動に伴い、農地法第3条（農地法施行規則第17条第2項該当）に基づく農地の指定をするものです。

譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さんです。申請地は、4筆あり1筆目が川本町大字■■■■、地目は田、面積は■■■■㎡です。2筆目は川本町大字■■■■、地目は田、面積は■■■■㎡です。3筆目は川本町大字■■■■、地目は田、面積は■■■■㎡です。4筆目は川本町大字■■■■、地目は畑、面積は■■■■㎡です。

位置図につきましては資料22頁、農地図につきましては、資料25頁に掲載しております。

次に、許可する上で必要な条件を満たしているか説明します。資料11頁をお開きください。農地法第3条第2項第1号（全部効率利用要件）については、資料12頁の計画により水稲や野菜栽培をされる予定です。

第4号（農作業従事要件）につきましては、資料12・13頁のとおり年間を通じて150日以上家族で農作業に従事されますので農作業従事要件を満たしています。

第5号（下限面積）ですが、資料13頁のとおり今回取得される農地を含めて■■■■㎡で■■■■（全域）の下限面積30a（3,000㎡）を満たしております。

最後に第7号（地域との調和要件）ですが、資料15頁の記載のとおり、既に耕作等管理されているので周辺地域への利用に及ぼす影響は特にはないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条における一般許可要件を、全て満たしているものと判断します。

また現地の状況については、5月17日(月)に■■■■委員と■■■■委員と現地確認をしております。資料26頁に現地確認写真を掲載しております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。ご審議のほど、宜しく申し上げます。

会長

ただいま事務局より説明がございました。現地の方を■■■■委員、■■■■委員さんに行っていたいておりますので何かございましたらお願いします。

■■■■委員

この件については、■■■■さんが長年、実際に耕作されている土地を無償での所有権移転ということで、新たな耕作関係の移転が生じるわけではないですし、■■■■さんも高齢ですが息子さんもおられ実際に農作業をされているので、それほど問題は無いのかなと思っております。

委員 今のところ■■■さんは営農組合に属さないで、1人で息子さんも手伝ってされているのですが問題はないと思っております。これからはどうかなどは思うところはありませんが、頑張っているので応援したいです。

会長 書類等確認の時間をとります。

各自書類確認

会長 審議に戻ります。ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

委員 資料16・17頁の委任状ですが記載漏れや訂正の仕方は不備ではありませんか。

事務局 受理をする際は確認をし、指摘事項は確認をとり適正に事務処理をします。

会長 私から確認ですが、資料11頁の所有地以外の土地が無記入、資料12頁の権利取得後の面積が無記入であるのと、■■■さんは畜産農家の■■■さんですか。

事務局 はい、そうです。資料11頁につきましては、■■■さん名義の所有地がありませんでしたので無記入にしております。資料12頁につきましては、畑■■■㎡、田■■■㎡を記載すべきでしたが確認できておりませんでした。

会長 資料11頁の所有地以外の土地の借入地の面積に上がってくるということで解釈していいですね。

事務局 ■■■さん親族の■■■さんで借りているのが農地台帳上ありますが、■■■さん自身が借りている情報がないので無記入です。

委員 町の方へ提出されずに耕作されている状況なので、記入をされていないのだと思います。

会長 書類上では、耕作権があるのは■■■さんで理解したのですが間違いはないですか。

事務局 現在、名義上で耕作者は■■■さんです。

会長 耕作権のある方の同意書がついてないです。或いは利用権設定をしていれば合意解約が必要です。

事務局 利用権設定は確認しましたが、されていない状況です。

会長 ■■■さんの農地を■■■さんが耕作されていて現在は、■■■さんが耕作されています。農家台帳では、■■■さんが耕作されているということですよ。利用権設定されているのでは、ないでしょうか。

■委員 農家台帳というのは何の法的根拠もない市町村が保持している内部資料なので、実際に■さんの土地に■さんが耕作者として名前が挙がっているのは、把握できないのが現状ではないですかね。

会長 農家台帳は法的根拠がないですか。

■委員 あくまでも耕作者の名前が入っているだけで、実際に本当に届出がある人が名前が挙がっているかどうか確認はできないのではないですか。

会長 それは違います。何らかの原因があって耕作者の名前が挙がってくるはずです。

事務局 確認したところ利用権設定されてないと見ております。申請された形跡がないので口約束されたのではないかなと思います。いますぐ確認できないので改めて確認をします。

会長 資料25頁の農地図に■さんの農地があります。■さんと関係はないですか。

■委員 多分、親子関係ではないですか。■さんの家の前ですし、名義変更されていませんが■さんが耕作されているし、相続届出されていないのではないですか。

会長 そうなると自作地面積も記入になるのではないですか。■さんと■さんが同じ世帯だと変わってくるので、そこも調べてもらっていいですか。

事務局 こちらも確認をとります。

会長 書類の方不備な点が多々あるので事務局で確認をお願いするという事で採決に移ります。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当であれば挙手を持ってお願いします。

挙手有り2、挙手無し2

会長 2:2でございますが私の方からはこの件につきましては、許可相当と認められないで内容をもう一度精査し保留とさせていただきます。賛成委員さんもよろしいですか。

■委員 それは構いませんが事務局にどこを整理して次回までに提出してもらおうのか、きちんと言わないと事務局さんも分からないのではないですか。

会長 反対の委員さんは、許可相当と認められないとされましたが理由はなぜですか。

■委員 先ほど会長さんが言われていたように■さんの田が沢山ありますよね。その面積が記載されると当初と違ってくるので、その辺をもう一度整理してもらい、再度提出していただく形がいいのではないかと思います。

会長 書類不備が多々あるので分かるようにしていただき、再度提出してください。

委員 確認してほしいのが耕作権と所有権どちらを優先するのかです。これは所有権に基づく申請です。所有者と借受人との承認が出てくるので、会長は実際に耕作しているのであれば耕作権が絡んでくるのではないかとと言われてたと思うのですが、最終的に申請のときは、どちらが優先するのか整理しておかないとよく分からないので確認をお願いします。

会長 事務局さんは、耕作権と所有権はどちらが優先なのか分かりますか。

事務局 即答しかねます。調べて報告します。

会長 議案第2号につきましては、次回ということで続いて議案第3号に移ります。議案第3号 令和3年度農作業標準賃金について、事務局よりお願いします。

事務局 議案第3号 令和3年度農作業標準賃金について、ご説明します。資料27頁をお開き下さい。令和3年度川本町農作業標準賃金につきましては、昨年度との変更点はございません。ちなみに昨年度は、一般作業賃金変更と草刈作業賃金の追加を行いました。

昨年の状況の確認ですが、一般作業賃金につきましては、川本町の会計任用職員の時間単価から算出しており日額7,500円としております。島根県の最低賃金(令和2年10月現在)792円と比較しても1日8時間で換算しても上位となっております。

令和3年度農作業標準賃金の近隣の市町村を調べましたが、美郷町については変更ありません。また邑南町につきましては、一般作業賃金が一日あたり100円増え7,000円に改訂されております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。なお本件は、ご承認の際は町ホームページに公表することにしております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長 ただいま事務局より令和3年度農作業標準賃金の説明がございました。これにつきまして何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。

委員 昨年は、農作業一般作業賃金をいくら上げたのですか。

事務局 令和元年度の農作業一般作業賃金は1日当たり6,500円でした。

委員 1,000円上げて改訂したのですね。それまで最低賃金下回ってましたよね。今年に変更無しですか。

事務局 町の会計任用職員の単価の改訂がなかったこと。また、島根県の最低賃金と比較しても上回っているため改訂する必要無いかと考えております。

委員 「稲刈り」については、「2条刈り」「4条刈り」と作業量が異なるため、単価を分ける考え方があるのではないのでしょうか。近隣ではどのような単価設定をしているのでしょうか。

事務局 美郷町や邑南町でも「2条刈り」「4条刈り」で単価を変えず、統一単価です。

委員 昨年度も作業内容によって、単価を細かくするべきという議論がありましたね。

委員 集落営農法人は町の標準作業賃金を参考にしているのですか。

委員 あくまで当事者の話し合いで決めており、必ずしも参考としていません。

会長 調査を町の実態に合う金額を検討していく必要があるかもしれません。

委員 社会福祉協議会の草刈り作業賃金と比べていかかでしょうか。

事務局 社会福祉協議会の草刈作業賃金と同じ単価としています。但し、社会福祉協議会は別途燃料代等がかかります。

会長 他にございませんか。無いようでしたら令和3年度農作業標準賃金につきまして、これですよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長 全員挙手ということで、令和3年度はこの金額で示したいと思います。続きまして議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定による農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定による農用地利用集積計画の承認について、ご説明します。資料28頁をお開き下さい。令和3年4月21日付け川産第69号により、川本町長から当委員会会長に対し農用地利用集積計画第2号（案）の承認願いの文書を受付しました。今回の計画につきましては、中間管理権の取得が5件でございます。

資料29頁をお開き下さい。利用権を設定する者は[]さん、利用権の設定を受けた者は公益財団法人しまね農業振興公社です。所有する田5筆、面積[]㎡を令和3年6月1日から令和6年5月31日までの3年間です。新規設定により賃貸借権を新規に設定され、借賃は10a当たり[]円です。なお5筆全て、エゴマを栽培する予定です。

農地図につきましては、資料30頁をご覧ください。

また現地の状況については、5月17日(月)に[]委員と[]委員と一緒に現地確認をしています。資料31頁に掲載しております。

利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。ご審議のほど宜しく申し上げます。

会長

ただいま事務局より説明がございました。現地調査を■■■委員、■■■委員さんに行っていたいております。何かございますか。

■■■委員

この農地については、所有者さんが去年から体調悪くされ、自分で耕作が難しくなり他に耕作してもらおう人を探されていると聞いておりました。この度、公社経由で最終的に■■■さんがエゴマ栽培されるかと思っておりますので良いことだと思っております。

■■■委員

今後、■■■さんに関してエゴマですが、去年は田原の方は病気が出まして今年は、他の作物をされており管理賃に何パーセントかなるかと思っております、このようなケースが増えてくるのではないかと思います。■■■さんがされるということで良い見本になるのではないかと考えております。

会長

書類の確認をお願いします。他にご質問・ご意見等ございませんでしょうか。期間が3年ということですが、3年の根拠は何かありますか。3年後に新たに新規のかたちになるのですか。

事務局

そこまで確認とれていません。

会長

無いようでしたら採決に移ります。令和3年度農用地利用集積計画の承認について、承認してよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで承認いたします。それでは、議案第5号 農業者年金加入推進活動計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号 令和3年度農業者年金加入推進活動計画について、ご説明します。資料32頁をお開き下さい。農業者年金の加入目標達成に向け農業委員会・JAと連携しながら、地域における加入推進活動を先導する農業者年金の加入推進部長を各農業委員から1名推薦の上、島根県農業会議に報告する必要があります。当農業委員会においては、例年農業委員会会長を推薦しております。令和3年度において福谷会長を加入推進部長として推薦してよろしいか、ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

議案第5号ですが、農業者年金加入推進部長を昨年どおり今年も私にとということですが、この計画内容についても、ご異議ございませんか。

一同異議なし

会長

異議なしということで、皆さんのご協力に基づいて頑張っていきたいと思っております。令和2年度は特に大迫委員さんのご協力により、1名の加入をしていただいた実績がございます。令和3年度もこの農業者年金制度の良い点を皆さんにご理解いただき、

加入していただけたらと思っていますので、皆様のご協力、情報提供をお願いしたいと思っております。

議案第5号について、ご意見ございませんでしたら挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで報告事項に移ります。報告第1号 合意解約書及び合意解約申出書（利用権設定）の届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号 合意解約書及び合意解約申出書（利用権設定）の届出について、ご報告します。資料33頁をお開き下さい。合意解約書及び合意解約申出書（利用権設定）の提出がありましたので報告します。2件ございます。

1件目、賃貸人は■■■■さんです。賃借人は■■■■さんです。農地は田1筆、畑4筆、面積■■■■㎡です。

解約の理由としては、柿の葉を出荷することで収入を得ることを想定していましたが、柿の葉の取引がなくなったため農地を返したいと相談があり、所有者に状況を伝え双方同意の上、解約となりました。

続きまして、資料34頁をお開き下さい。

2件目、賃貸人は■■■■さんです。賃借人は■■■■さんです。農地は田1筆、面積■■■■㎡です。

解約の理由としては、先ほどと同じく柿の葉を出荷することで収入を得ることを想定していましたが、柿の葉の取引がなくなったため農地を返したいと相談があり、所有者に状況を伝え双方同意の上、解約となりました。

なお、資料35・36頁に農地図を掲載していますので、ご確認をお願いします。5月18日(火)に福谷会長と■■■■委員と一緒に現地確認をしています。資料37頁に現地確認写真を掲載しています。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

会長

報告第1号について、事務局より説明がございました。現地調査を私と■■■■委員さんで行かさせてもらいました。■■■■委員さん、何かございますか。

■■■■委員

資料33頁の■■■■さんの農地ですが、現在は一部、原野化になっている箇所もありますが■■■■さんが草刈をされております。柿の管理はご本人がされるかと思えます。資料34頁の■■■■さんの農地は、現地まで足を運ぶことができず進入路自体が原野化され中に入れられない状態でした。周りの農地も原野化され致し方ないと思えます。

会長

現場の状況は大変ひどい状況でした。数年でなることではないので何年も前から放置されていたのか、柿の葉を収穫される目的の借受けで公社も間に入っているようですが、大変荒れたような状況で、何年も耕作されていない農地が寂しい思いをしているように感じました。中間管理機構さんは、このような状況をなぜ放置していたのか、解約される前に現地の確認や耕作状況の確認はないのかなと思ったところです。

書類確認をお願いします。

各自書類確認

会長

お目通しいただきましたか。何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。私からですが、■■■さんは面積が多くて厳しいところもあるかと思っておりますので、頑張りたいと思います。

他に無いようでしたら報告第1号 合意解約申出書については、受理してよろしいでしょうか。

全員賛同

会長

異議ないということで受理いたします。続きまして報告第2号 農地利用配分計画の認可の公告について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第2号 農地利用配分計画の認可の公告について、ご報告します。資料38頁をお開き下さい。令和3年4月19日付け農第35号の2により島根県農林水産部農業経営課長から当委員会会長に対し、農用地利用配分計画の認可の公告について認可の通知がありました。

認可に係る農用地利用配分計画の概要としては、賃貸借による権利の設定であり、設定を受ける者は、■■■さんです。

今回の認可は、担い手の変更に伴う設定です。認定を受ける土地については、資料41頁から資料45頁に農地図を掲載していますので、確認をお願いします。

また、現地の状況について、5月17日(月)に■■■委員と■■■委員と一緒に現地確認をしています。資料42頁に現地確認写真を掲載しております。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

会長

ただいま事務局より説明がございましたが、これについて何かご意見・ご質問等ございますか。無いようでしたら報告第2号については、ご承認いただけでしょうか。

全員賛同

会長

承認いただけたということで、次の報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について、ご報告します。相続等の届出を2件受理しております。資料2頁をお開き下さい。

番号1 届出人は■■■さんです。(故)■■■さんから■■■さんへ田4筆、畑1筆、面積■■■㎡を相続されます。

番号2 届出人は■■■さんです。(故)■■■さんから■■■さんへ畑2筆、面積■■■㎡を相続されます。現地については、草刈等保全管理されております。

以上で、報告第3号の報告を終わります。

会長

ただいま報告第3号について、事務局より説明がございました。何かご質問等ござ

いますか。

■委員

番号2 ■さんですが、畑2筆が正解ですか。資料2頁に田畑と記載あります。

事務局

畑2筆です。訂正をお願いします。

会長

他にございませんか。無いようでしたら報告第3号については、ご承知いただけますか。

全員賛成

会長

それでは報告第4号 農地埋立工事完了報告書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料43頁をお開き下さい。農地埋立工事完了報告書につきまして受理しましたので、ご報告します。

申請者は、 ■さんです。当初、令和2年7月22日付け川農第29号で受理通知があった農地埋立工事について、完了の報告がありました。この案件につきましては、延期願が令和2年6月29日付けで提出されており、計画変更後の完了予定年月日を令和3年7月31日まで延期していましたが、埋立について完了報告書が提出されました。

現況写真は、資料44頁に掲載しています。5月18日(火)に ■会長と ■委員と一緒に現地確認をしています。現地確認写真は資料46頁に掲載しております。

現地を確認した結果、埋立自体は完了していることは確認できましたが、残土は大雨の際に近くの畑に流出する可能性が懸念されます。

以上で、報告第4号の報告を終わります。

会長

ただいま事務局から説明がございましたが、現地調査を私と ■委員さんで行ってきました。 ■委員さん何かございますでしょうか。

■委員

何点かで ■さんに確認のお願いをお伺いしたかと思うのですが、どうになりましたか。

事務局

残土の流出処置のことですか。

■委員

確かに埋立られ、復旧されていますが、埋立理由に「畑、牧草地として利用しやすくするために、盛土をして形状を変えたい」と記載しながら農地は、とても戻れる状態ではないですね。耕作できないし、雨水対策もあります。道路側から流れて農地へ入ってきており、地域整備課にも話がいつているかと思いますがその辺りはどうですか。

事務局

雨水対策につきましては、地域整備課より ■へお願いするよう伝えておりますが今すぐの聞き取りはできておりません。

委員 地権者が納得されるかどうか確認をしておくべきではないでしょうか。

会長 委員さんより現地調査結果の報告がございました。それをふまえて皆さんご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

委員 石が多く、畑として利用できるか疑念が残る状況です。また、不在地主の土地でもあるので地権者の了承が必要ではないでしょうか。

事務局 ご指摘頂いた点につきましては、 さんに確認をとります。

会長 私も現地へ行き委員さんと意見が重複しますが、耕土を盛っておられています
が石が多くてこれでは耕作できないなと思い、申請書には「畑、牧草地として利用し
やすくするために」と理由になっていますが、これでは畑として利用は出来ません。

流水についても山側に用水路を作ると同意書にも記載されていますが、土砂等が隣接
する農地に支障をきたすか、きたさないかという確認報告ですが、現地確認では
に土砂が流れ込むような状況になっています。土砂止めが設けてありますが、
それには入らない形状となっておりますので活用できるようにし、土砂が入り込まな
いよう施工していただけたらと思います。

他にございませんでしょうか。無いということですので報告第4号 農地埋立工事
完了報告書の受理について、採決をとります。受理してよろしければ挙手を持ってお
願いします。

全員挙手無し

会長 全員挙手無しということで受理はできません。現場をより良いかたちにされている
のは分かりますが、もう一歩手を加えて隣接する農地に影響がないようにしていただ
き、利用可能な農地にしていただきたいと思います。

以上で、本日提出された議事については終了いたします。「その他」があれば事務
局よりお願いします。

「その他」

情報提供及び協議

○押印廃止について

○農業年金の配布物について

◇次回総会の開催日について

令和3年6月21日(月) 9時30分～ 会議室

以上で、総会を終了いたします。

以上、会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

令和 年 月 日

会 長

議事録署名者

議事録署名者
